

## 議 事 内 容

- 専務理事 第 62 回常設審議委員会のご案内をしておりました時間となりました。  
本日は、審議委員の総数 18 名に対し 15 名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。  
それでは、会長職務代理者・副会長お願いします。
- 副会長 第 62 回常設審議委員会を開会いたします。まず、一言ご挨拶申し上げます。  
コロナウイルスの第 4 波という中で、県内でも先日感染者が過去最多を更新し、感染状況の指標ではステージ 3 となるなど深刻な状況となっています。県内では高齢者に対するワクチン接種が 7 月末までには完了する予定とのことで、それで状況が落ち着くことを願っています。  
また、梅雨入りが 3 週間近くも早まって、麦や玉ねぎ等の収穫がかなり心配されるところです。  
さて、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条及び第 5 条の混合案件 1 件、第 5 条・ 9 件となっております。  
また、県から「農業振興地域の整備に関する法律第 5 条及び施行令第 1 条に基づく「佐賀県農業振興地域整備基本方針」の変更案」及び「農業経営基盤強化促進法第 5 条に基づく「佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の改正案」に対し意見を求められております。  
どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
- 専務理事 ありがとうございます。  
今回は、コロナウイルス感染防止対策として、密にならないようにするため、1 市町ずつ議案の説明、質疑応答、決議を行う形で進めさせていただきますのでよろしくをお願いします。
- 議長 続いて、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。
- 農業会議事務局 (前回の審議案件について、資料 1 により報告。)
- 議長 それでは、ただ今から議事に入ります。  
議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
- 議長 それでは、農地法第 4 条及び第 5 条の規定による意見聴取に入ります。  
まず、〇〇農業委員会から 2 件続けて説明をお願いします。

- 〇〇農業委員会      〇〇農業委員会です。  
整理番号4・5－1、〇〇〇〇申請の貸駐車場及び貸資材置場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。  
なお、平成15年頃から資材置場用地に利用されており、隣接地を同時に使用したく所有者に相談したところ、許可が必要なことが分かり、これについての始末書が添付されています。
- 整理番号5－1、〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。
- 議長                    はじめに、整理番号4・5－1、〇〇〇〇申請の貸駐車場及び貸資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員                上下とも農地の中に転用がなされますが、私は転用する場合は外れからだと思っていたのですが、2種農地の場合は真ん中からでも関係ないのででしょうか。
- 〇〇農業委員会        写真では左右農地なので農地が繋がっているように見えますが、左上の端に道路が見えていて、道路に囲まれる形であり10ha未満になりますので2種農地と判断しております。真ん中からよいのかということについては、2種農地に該当することから農地法では問題ないだろうと判断しております。
- 〇〇委員                私たちの勉強のために、第2種ならばよい、第1種ならばだめというはっきりした見解を示してもらえば、私たちでもすぐ対応ができるかと思っただけです。
- 〇〇委員                ここは圃場整備がされている土地ではないのですか。
- 〇〇農業委員会        こちらの南西の水田地帯では圃場整備がされている地区はありますが、この辺の畑地帯は圃場整備はされておりません。その確認を取った上で2種農地と判断しております。
- 〇〇委員                黄色で囲まれている左側は、写真で見るとような状態なのですか。実際はもっと荒れているのですか。

- 〇〇農業委員会 地目は農地ですが、もう荒れてきていていわゆるB分類の状態になっております。
- 議長 他にございませんか。
- 委員一同 (意見・質問等なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 常設審議委員 (挙手多数)
- 議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、整理番号5-1、〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 排水計画について、既存の排水設備を介してとのことですが、これはU字溝か何かを作っているのですか。
- 〇〇農業委員会 申請地の中央に道路が通っておりまして、その両サイドに道路側溝が入っております。また、申請地の南側の境界に沿うようにして水路が整備されており、ここにもU字溝が入っております。こちらから埋設の配水管を通して北西側のため池に放流する形になります。
- 〇〇委員 心配するのは、U字溝のどこかに沈殿槽を作らないと、土や砂が流れてため池が埋まってしまう恐れがあることです。当然ため池の水を使って農業をやっていると思いますので、もし今の計画になかったら、ため池が汚れたり埋まったりしないように、沈殿槽を作ってほしいという要望を農業委員会から出していただけないでしょうか。
- 〇〇農業委員会 業者に確認はさせていただきますが、もし計画になかったら、そういう指導をします。ありがとうございます。
- 〇〇委員 1町を超えたら貯水槽を設置しなければならないということはないのですか。
- 〇〇農業委員会 住宅地等は10,000㎡を超える場合はそういったものを設けるようにという規定があったかと認識しておりますけれども、住宅地等以外については問題ないと考えております。ただ、先程申しましたように、確認

してなかった場合は、最終の排水前に沈殿槽を設けるように指導をしたいと考えております。

〇〇委員 隣接土地所有者の排水承諾書ありとありますが、地域の生産組合の同意はないのですか。

〇〇農業委員会 記載しておりませんが、〇〇として地元の生産組合及び隣接の農地所有者からの同意書は求めておまして、それは付けていただいております。記載していた分は、民民の契約という意味で排水の承諾をいただいているということで載せておりましたが、地元の同意も取れております。

議長 他にございませんか。

〇〇委員 区画がきれいにしているので、基盤整備か何かされているのですか。

〇〇農業委員会 こちらは土地改良区の受益地になっておまして、転用に関する土地改良区の意見書は付いておりますので、土地改良区からの除外をされた上での申請であることは確認を取っております。

〇〇委員 排水路と道路の財産処分は対象にならない年数になっているということでよろしいでしょうか。道路や水路は 20 年というような耐用年数がありますので、もし土地改良事業でやっていたらその辺の財産処分も必要ではないかなと思おまして。

〇〇農業委員会 土地改良が施行されてから数十年経っておりますので、公告完了後 8 年未経過というものはないと認識をしております。

〇〇委員 そこは承知していますが、農地の転用ではなくて施設を処分するわけですので、耐用年数が残っているため財産処分が必要になってきます。農地は確かに 8 年でいいのですが、そこは注意していただきたいと思おます。

〇〇農業委員会 中央に通っている道路は個人所有になっておりますので、土地改良の施工によって作った道路ではないと認識しております。公衆用道路 690 m<sup>2</sup>を含むと記載しておりますが、その分が譲渡人の所有名義になっておまして、今回一緒に譲受人に所有権移転されることになっております。

議長 他にご質問等はないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	〇〇農業委員会です。 整理番号5-2、〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。
議長	この案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	〇〇農業委員会です。 整理番号5-3、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域であることから第3種農地に該当するため、許可し得るものと判断しております。
議長	この案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-4、〇〇〇〇申請の共同住宅用地への転用において、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等から概ね500m以内にある農地が第2種農地となりますが、JR駅から半径500mの宅地の割合が40%を超えているため、500m以内は1kmまで延長することが可能となります。申請地は、JR駅から約670mのところにあるため第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。</p>
議長	この案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、〇〇農業委員会分について、農業会議事務局から説明をお願いします。
農業会議事務局	<p>〇〇農業委員会から要請がありましたので、農業会議事務局から説明いたします。</p> <p>整理番号5-5、〇〇〇〇申請の迂回路、作業用通路、作業ヤード、資材ヤード及び表土仮置き場用地への一時転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において農用地域内にある農地であることから農用地域内農地と判断されており、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。</p>
議長	この案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-6、〇〇〇〇申請の流通業務施設の拡張用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
議長	この案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、〇〇農業委員会から2件続けて説明をお願いします。
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-7、〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。</p>

整理番号5-8、〇〇〇〇申請の工場用地分譲への転用において、申請地はインターチェンジから概ね300m以内にあることから第3種農地と判断されるため、許可し得るものと判断しております。

議長 はじめに、整理番号5-7、〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、整理番号5-8、〇〇〇〇申請の工場用地分譲への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 35ページの赤い着色は何の部分でしょうか。それと、36ページの全体の計画図が35ページのどこに当てはまるのか教えてください。

〇〇農業委員会 35ページでは農地のみ着色しております。一番上の赤い部分が、36ページの土地利用計画図の文字の下の辺りとなります。着色以外は全て山林です。

〇〇委員 全体の外枠が分かるように資料をお願いします。

〇〇農業委員会 次回から気をつけます。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-9、〇〇〇〇申請の優良田園住宅建設用地への転用において、申請地は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等から概ね500m以内、大町町役場から500m以内にある農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
議長	この案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	（意見・質問等なし）
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	（全員挙手）
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第4条及び第5条関係1件、第5条関係9件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
議長	<p>続きまして、「農業振興地域の整備に関する法律第5条及び施行令第1条に基づく「佐賀県農業振興地域整備基本方針」の変更案」に対する意見聴取に入ります。</p> <p>県農山漁村課より説明をお願いします。</p>
県農山漁村課	（案件について説明）
議長	この案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	<p>圃場整備とか国のお金を使って整備をしているところではないのですが、農振区域が被っているだけで地権者が転用したくてもできないというケースが多々あると思います。守らなくていい農地を守っていないかという気がするのですが。ここに県の食と農の振興計画とか国の目標算定基準とかありますけれども、こうではなくて、地域の生産組合とか農家自身からの積み上げ、説明というのは如何な形でなされるのですか。</p>

県農山漁村課 資料の 12 ページに記載をしておりますけれども、佐賀市であれば都市計画法の市街化区域とか用途地域以外については、法律に基づいて農業振興地域に指定をしております。その下の市町で策定いただく整備計画を作る際に、農業委員会や地元の方にアンケートを取って積み上げた形で、青地の設定とか市町毎の農振地域のあり方等について計画がなされております。県の基本方針の中では大枠の方針を定めておりまして、その中で市町が個別に先程の意見等を反映した形で計画を策定されているということです。

〇〇委員 農振区域は大半被っていますよね。地権者自らがそれを知らないということがあるんです。生産性が低い水田も被っていて、高齢化もあり転用を考えたときにそれがいつも邪魔をするんです。あらかじめ生産組合とか一体の地域の地権者に説明があつてこそ、こういう計画はあるべきだと思うのですが、今の農業の情勢の中で、国・県が示したから市町も被せていくというのではなくて、もっと細分化した農振地区域指定というのが必要であると思います。

県農山漁村課 農用地に関しては、今後農業所得を向上したり農村地域を振興していくために必要であると農山漁村課では認識しております。先程おっしゃいました地元に対して周知をすべきということについては、土地改良事業等の補助事業をする際には、受益地の方に対して、今後8年間は土地利用の規制がかかりますというような周知はしております。

〇〇委員 周知していると言われますが、周知できていないんです。農家に、せめて生産組合にもう少し説明が必要だと思いますので、こういう変更があるときには、市町にそういった要請をしてみてください。

県農山漁村課 分かりました。周知を図っていきたいと思います。

〇〇委員 8ページに交換分合とありますが、その場合税金は課税されるのですか。

県農山漁村課 そこは変わらないです。

〇〇委員 もう一つ、大型機械が通るので農道が狭いんですよ。次の世代の人たちは面積を大きくしていけないとやっていけない。区画も大きくしてやり易くして、サラリーマン並の所得を上げられるようにする必要があります。交換分合と併せて、農道の整備も県として力を入れてほしいと思います。

県農山漁村課	おっしゃるように、圃場整備して長い年月が経っていて昔の機械に対応した農道とか用水路になっておりますので、規模拡大する農家に対応する形での整備が必要だと考えております。ありがとうございました。
議長	他にございませんか。
〇〇委員	1 ページの基本方針の変更概要に、令和 12 年の面積目標を 50,700ha と設定されていますね。その中で、田、畑、樹園地の率が分かればお願いします。それと、田の中で圃場整備の面積がどの位あるのか教えてください。というのが、今人・農地プランを作成していて、圃場整備をしていない農地が耕作地に入っていますが、5、6 年先になると本当にできるのかな、耕作放棄地になるんじゃないかなと思うわけです。そういうところは誰も作り手がいないというのが現実問題で、国もそういうのを分かって目標設定をされているのか気になったところです。
県農山漁村課	面積目標の約 51,000ha のうち、田が約 41,000ha、畑が 5,000ha、樹園地が 5,000ha となります。圃場整備しているところは、概算で 33,000ha です。
〇〇委員	中山間地と平坦部では違うと思いますが、中山間地では圃場整備していない農地は守り切れるかなというのが実態です。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	それでは採決を採りたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として県知事に回答いたします。
議長	次に、「農業経営基盤強化促進法第 5 条に基づく「佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の改正案」に対する意見聴取に入ります。 県農産課より説明をお願いします。
県農産課	(案件について説明。)
議長	この案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員

年金についてですが、年金を30年も40年も掛けて、第1次産業の人がもらっているのが大体6万円位になります。それでは夫婦で暮らしていけません。若い人たちが地域に残ってなんとかやっけていける状況を作っていくのも私たちの責任ある仕事です。それで、農業者年金の国庫補助の2万円のうち1万円補助というのをもっと上げてやって、3万円のうち1万5千円補助というように、もう少し農業者年金をプラスで掛けて、長年頑張ってきた人たちがいくらかでも生活できるように、若い人たちに農地を任せられるような体系を作っていかなないと、農林水産業は守っていきません。そういうのを農業基盤ということと一緒に頭に入れてほしいと思います。それと、コロナで研修生が来られない状況が続いているので、生活保護をもらっている若い方に農業の方に一時的に来てもらうような形を特例法でやってもらえないか。こういったことを、国の方に働きかけていただきたいと思います。

議長

こういったことも勉強してもらえればと思います。

それでは採決を採りたいと思いますが、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(挙手多数)

議長

挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として県農林水産部長に回答いたします。

議長

それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

専務理事

ありがとうございました。  
最後にその他の項目に移ります。

農業会議事務局

(その他の項目について、資料2により説明。)

専務理事

以上をもちまして、全ての本日の会議を終了いたします。  
なお、次回は、6月15日となりますが、午後に総会を予定しているため、10時30分から開催いたします。また、会場はグランデはがくれとなりますので、お間違いのないようお願いいたします。

15時40分